

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內
東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (三 月、五 月、十 二 月) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 二 卷 第 三 號
昭 和 十 七 年 九 月

東 印 度 農 林 業 の 性 格 經 濟 學 博 士 目 崎 憲 司

佛 印 に 於 ける 協 同 組 合 に つ い て 經 濟 學 博 士 松 岡 孝 兒

北 支 の 小 作 制 度 經 濟 學 博 士 八 木 芳 之 助

江 北 の 鹽 墾 公 司 考 經 濟 學 士 天 野 元 之 助

清 代 貨 幣 考 經 濟 學 士 穗 積 文 雄

支 那 航 域 に 於 ける 日 英 船 經 濟 學 士 佐 波 宣 平

支 那 女 子 紡 績 勞 働 者 創 出 過 程 の 特 質 經 濟 學 士 岡 部 利 良

南 方 物 價 對 策 の 諸 問 題 經 濟 學 博 士 谷 口 吉 彦

附 錄 南 方 文 獻 目 録

(禁 轉 載)

有 斐 閣 發 賣 肆 書

支那女子紡績労働者創出過程の特質(二)

——創出過程を中心とする支那の近代的女子労働者の問題——

岡 部 利 良

四 前資本主義的支那に於ける女子労働——制約条件の(一)

人々の既に知るやうに、支那に於ける女性の生活は、その所謂專制的な家長制的家族制度の下に從來全く拘束されて来た。支那では——少くとも周以來——男子は支配的な存在であり、女子は全くその隷屬的な存在であると考へられ、そして彼女達は現實にこのやうな位地におかれて来たのである。そこに於いては、女の人格は認められてゐない。男の相手としての女と言ふ考へ方は、支那では殆んど全く缺如してゐる、とさへ言はれる。この場合、男子の女子に對する支配は種々の形をとつて現はれてゐるが、その具體的な一面をなすものは、女子の家庭内への束縛と言ふ事實であらう。即ちそこでは、『家長は女子に纏足と言ふ肉體的な束縛を加へることが出来たばかりでなく、また精神的にも彼女を家庭の外に横はる世界から徹底的に遮斷することが出来たのである』。或ひはまた彼女達は、『娘時代から妻たる時代を通じて嚴重に家族組織の中に封じ込まれ』、家の外に出ることは、不謹慎

支那女子紡績労働者創出過程の特質

第二卷 七一九 第三號 一六三

- 1) 例へば、陳東原著(民國17年)、村田孜郎譯、支那女性生活史、第一章、其他參照。
- 2) Smith, A. H., Village Life in China, p. 303.
- 3) Wittfogel, K. A., Wirtschaft und Gesellschaft Chinas, 1931, S. 637;

な行爲として非難される、とさへ言はれる。労働の必要の多い貧困な家庭では、これらの事實も必然的に緩和され、また傳統的な家族制度の崩壊につれて『遮断』の嚴重さも自ら一般に弛緩し、或ひは解消されては來たが、然し女子に對する家庭の外の世界からの遮断と言ふことは、この國に於ける一般的な社會的・傳統的事實をなして來たと言ふことが出来るであらう。そして同時にかかる關係は、當然またこの國の女子労働をも規制し、それに一定の制約を與へて來たのであり、こゝに、前資本主義的支那に於ける女子労働の特質が見出される。

これらの點に關して、ウイットフォージェルは『さなきだに支那の專制主義的な全社會制度の中に極めて有力な支柱を見出した、男子の「かれの」妻に對する所有慾は、決定的な生産の側から、更に非常に鞏固に、その基礎を固められた。「女子は門外せず」とは、實際、數千年來、支那の女に適用され、就中、それは彼女達の産業的活動に適用された』⁴⁾と述べてゐる。この場合問題は、單に妻のみにあるのではなく、やがて妻たるべき少女達も凡そ同じやうな——全く同じではないであらうが——關係におかれて來たと言つてよいだらう。然しながら同時に、ウイットフォージェルも言ふ如く、支那の女達は、そこに於ける産業的活動に何ら参加しなかつたものでは決してない。それでは、從來、彼女達は、どのやうな産業的活動にどう従事して來たのか。我々は、この國の農業並びに工業に於ける女子労働の關係を明かにすることによつて、一應この問題に答へることが出来るであらう。

ウイットフォージェルによれば、この場合、女子は農業労働にも工業労働にも参加してゐるが、彼女達が特に重要な役割を演じて來たのは工業労働に於いてである。然し、この部門に於いても、手工業とマニユファクチュア（所謂集居的工場制手工業）には、『女子労働は全く影をひそめてゐる』⁵⁾と言はれ、そして彼女達の参加したのは、

平野義太郎監譯、解體過程にある支那の經濟と社會、下卷、259頁。

4) 橘樸、支那社會研究、昭和11年、575頁。

5) Wittfogel, a. a. O., S. 638; 邦譯、260頁。

『言葉の最も廣い意味に於ける家内工業』(後述参照)であつて、そこに於いて彼女達は、この國の産業的生産に基本的な寄與をなして來たとされてゐるのである。⁶⁾ ウィットフォーゲルのこのやうな見解は、我々に教へるところの多いものであるが、然し、そこに最早や何らの問題も残されてないかと言ふに、必ずしもさうではない。殊に農業労働に關しては、なほ吟味の餘地が見出される。

(一) 農業労働について 一般に指摘されてゐるやうに、支那の集約的な零細農耕の下に於いては多くの人間労働を必要とするが、いまの場合問題は、そこに於ける女子労働の位地についてである。ウィットフォーゲルに於いては、前記の如く、支那の女子労働が基本的な寄與をなして來たのは家内工業に於いてであると言はれてゐるが、然し女子労働の農業上に於ける参加も勿論否定されてゐないのであつて、むしろそこに於いても、女子労働の有つ重要な意義が認められてゐる。即ちこの點に關し、ウィットフォーゲルは、支那の農業にあつては、單に一般に人間労働を多く必要と言ふばかりでなく、ここでは、その園藝耕作型の精緻さの故に、西歐の粗放的農業に於けるより、女子の共同活動、補助労働の餘地の多いことを指摘してゐるのである。そしてそこには、更にその例證として、支那の農業に於ける女子労働の参加についての若干の事實が示されてゐる。⁷⁾

然しながら、そこに與へられてゐる事實は、支那の農業に於いて一般に女子労働が多く用ひられてゐることを確證するには充分と言へない。集約的農業が、元來多くの人間労働を要することは自明であるとしても、然し支那の場合、それが直ちに多くの女子労働を充用してゐるか否かは別箇の問題であり、このことは、支那の現實に即して吟味されねばならない。そして現實の教へるところによれば、支那の農業に於いて、一般に多くの女子労働

6) Wittfogel, a. a. O., SS. 637~638; 邦譯, 下卷, 259~261頁。

7) Wittfogel, a. a. O., SS. 372~374, SS. 637~638; 邦譯, 上卷, 461~464頁, 下卷, 259~260頁。

支那女子紡績労働者創出過程の特質

が参加せしめられてゐるかと言ふに、必ずしもさうではなく、殊に北支にあつては、農業労働に於ける女子労働の位地はむしろ低位に止つてゐる。この支那の農業に於ける女子労働の位地に關しては、バック教授の調査が、應、判斷の基礎を與へるであらう。同教授の調査によれば、次の如き結果が示されてゐる。

(A) 各従業者による農耕作業の割合 (%)

(五) 支那農業労働に於ける地域別・性別比較

	家族労働				家族及び雇傭労働			
	男子	女子	兒童	少年	男子	女子	兒童	少年
冬麥・粟區(河南、山西、陝西等) 二〇地方	八九	六	五	九〇	五	五		
冬麥・高粱區(河北、山東、河南等) 三五地方	八五	一〇	五	八七	八	五		
揚子江水稻・小麥區(江蘇、浙江、安徽等) 三一地方	七一	二一	八	七三	九	八		
水稻二毛作區(福建、廣東、廣西等) 一二地方	六三	三〇	七	六三	二九	八		

(備考) Buck, J. L., Land Utilization in China, 1937, p. 253. この調査結果は、一九二九—三三年、二三省、一五二地方、一五、三一六農家の調査によるもので、この比較の便宜上、原表中より右の四區をとる。

(B) 農業總労働費に於ける各従業者労働費の割合 (%)

	家族				雇傭労働			
	經營主	男子	女子	少年	男子	女子	兒童	少年
北支那九地方平均	四〇・六	二八・二	七・三	四・九	一九・〇			
中東支那八地方平均	三五・二	二一・〇	二・四	二・三	二〇・一			

(備考) Buck, J. L., Chinese Farm Economy, 1930, pp. 234-235. この調査結果は、一九二一—二五年、七省、一七二地方、二、八六六農家の調査によるもので、經營主及び家族の労働費は、雇傭労働者に支拂はれた賃銀に等しいものとして見積られてゐる。なほ家族労働費については、原資料(上掲頁第三表及び第四表参照)により筆者にて換算し直す。

人々は、これらの事實のうちに、集約的農業たる支那の農業に於いても、女子労働について見るとき、その農業への参加は必ずしも全国的に多くはなく、北支の如きでは、むしろそれに對する制限の少くないことを見るであらう。北支の場合、場所によつては、この女子労働の割合は極めて低い。

北支の農業に於ける女子労働の状態について、我々はいま少しこれを具體的に見る必要があらう。資料が必ずしも充分でないため、一般的な事實として明かにすることは或ひは困難かも知れないが、然し次に示すやうな事實からだけでも、大體の事情は知りうるだらうと思ふ。これらの事實は、何れも北支に於ける農村の調査報告からとつたものであり、我々はそこに、北支に於ける女子労働のヨリ具體的な姿を見ることが出来る。

一、青島特別市李村區西鎮壽莊の事實——ここでは「女子は普通農業労働に従事せず、専ら家事、副業等を行ふが、粟、高粱の收穫時にはその穂切りに雇はれ、賃銀は食事を給せず三〇銭を普通とする。尚、棉花の收穫時にも婦女は家族勢力として動員されるが、雇傭されるものはない。」(圈點引用者、以下同じ)。而かも更に注意すべきは、この調査地域では雇傭労働が多く、農業に於ける自家労働と雇傭労働との割合は、前者六〇・四％、後者三九・六％と言ふ關係になつてゐる。更にこの雇傭労働の八割弱までは村外からのものである。このやうな事實にも拘らず、なほ「女子は普通農業労働に従事せず」と言ふ状態である。

二、山東省膠縣張耀屯の事實——「部落の婦女は、家事……をなし、更に家畜を飼ひ、精穀、製粉を行ひ終日怠ること無く孜孜として勞作する。纏足なるが故に、農地に於ける作業は困難なるも、毎困なるものは尚よく畑に出でて男子に交りて勞働するものも稀にはある。然し甘藷苗の栽植及これが收穫の如き人手を多數要し比較的輕き労働には、何れの農家の婦女も農地に出でて働く。其他脱穀作業の如きも又婦女のこれに加勢するものが多い。」ここでは「稀にはある」と言はれてゐるのである。が、それでも一般の農耕労働に於いては、女子の「農地に於ける作業は……稀にはある」と言はれてゐるのである。

三、山東省惠民縣孫家廟の事實——ここでは「婦人の農業従事日数は極めて微々たるもので、作業も摘棉(而かもこの地方では、棉花の栽培は僅かしか行はれてゐない——引用者)、穀物調整等の特殊なものに限られてゐる。但し極小面積經營戸に

- 8) 滿鐵北支事務局調査部、青島近郊に於ける農村實態調査報告、昭和14年、75頁。
9) 滿鐵經濟調査會、山東省一農村(張耀屯)に於ける社會・經濟事情、昭和10年、23頁。

して成人男子家族なき場合は殆んど女子のみにて耕作してゐる。二、三の例が見られぬ¹⁰⁾と言ふ如きで、女子労働の極めて限定されてゐることを示してゐる。

四、河北省通縣小街村の事實——ここでは女子も家庭の仕事のみでなく、農業労働にも従事してゐる。然しその種類は、間引、除草、棉花採取、並びに其他家に於ける脱穀、調整等である。女子の雇傭労働も行はれてゐるが、その作業は、右のものとは同様である。¹¹⁾

これらの事實から見る如く、北支の農業に於いても女子が或る程度農業労働に参加してゐることは事實ではあるが、然し、それは部分的で作業もあまり力作を要しないものであり、更に地方に依つては、女子の農業労働への参加は極めて制限されてゐることが知られる。中支(並びに南支)と對照して、ここに、北支に於ける女子農業労働の特殊性を求めるとは不當でないであらう。

それでは、北支の農業に於ける女子労働は何故このやうに制限されてゐるのであらうか。バック教授は、前掲の表(B)に示した北支と中支とに於ける女子労働の位地の相違について、それは、恐らく、北支では纏足がヨリ廣く行はれてゐるためであらう、¹²⁾と言ひ、またその故に一般的に見れば、北支の女は、中支に於けるほど野良で働かない、¹³⁾と述べてゐる。更にこの纏足について、バック教授は、小麥地帯のある地方(春麥區)にあつては『纏足がきついで、女達は耽びいて野良仕事をしなければならぬ』¹⁴⁾と語つてゐるのであるが、纏足は、彼女達にとつて、正に、このやうに負擔であり、また作業を困難ならしめるやうな束縛なのである。こゝでも、纏足の慣習が、女子の産業的活動に與へてゐる障害の大きいことを注意すべきである。然し更にこの場合、纏足の障害を一層大ならしめ、或ひは一般に女子労働を制約してゐる事情として、北支に於ける農耕方法の特殊性が考慮されね

10) 滿鐵調査部、北支農村概況調査報告、昭和14年、135頁。

11) 滿鐵天津事務所調査課、北支に於ける棉作地農村事情、昭和11年、63頁、67~68頁。

12) Buck, Chinese Farm Economy, 1930, p. 235.

ばならない。即ち北支では中文に比し役畜労働がヨリ多く、集約度の低いことなどが、女子の農耕労働に對する制約をなしてゐることは、これを看過しえないであらう。

然しながら、これらの事實は何れもそれ／＼一定の根據をなしてゐるとは言へ、たゞこれらの事實のみを以つて、北支の農業に於ける女子労働のヨリ制約されてゐることを充分説明しうるであらうか。特に纏足は、たしかに重大な制約條件であり、そして直接的には、一應、かゝる事實を以つて説明しうるとしても、更に、女子の産業的活動に多くの障害を與へるこの纏足の慣習が、支那に於いて、特に北支に於いて、廣く普及し傳承されて來たのは何故であらうか。このやうな點がなほ問題として残るであらう。^(註)

(註) 纏足と女子労働との關係については、こゝでも單に問題を提起するに止めざるをえない。纏足の動機或ひは理由なるものについては、從來から様々の説明が試みられてゐる。男子の女子に對する支配の手段とするもの、労働せざることを標徴として自己の身分を誇示するためとするもの、足の小さきを優美なりとしてそれを愛好するためとするもの、生理的關係によるもの、等々。そしてこれらの説明は、その限りに於いて、それ／＼何れも意味を有つてゐるであらう。先きに、我々も、この纏足が、少くとも、男子の女子に對する支配の手段とされて來たところに、その重要な意義の一つを求めた。然し、更に吟味さるべき、纏足とそれに制約されてゐる女子労働との關係については、一般にあまり問題とされてゐないやうであるが、この點については、支那の農業經營の特質——その過小なる經營と過剰なる労働力——のうちに、一つの、然し基本的な根據が求められるだらうと思ふ。費孝通博士が、後にも言及する中支の農村調査に關して『男子が自ら働いてゐる限り、そして農場が擴張されない限り、女子労働は、農業では必要でない』¹³⁾と述べてゐるのは、この點に、重要な示唆を與へてゐるやうに考へられる（而かも、かゝる事實は、單に纏足との關係に於いてばかりでなく、更に一般に、女子農業労働の制約に對する重要な基礎的條件として注意さるべきであらう）。力作的な労働に女子労働が必要とされない限り、そこには纏足の許される可能性も與へられる。戸外の農業労働に於いて多くの女子労働が必要とされる場合に於ては、それに大きな障害を齎らすやうな拘束は、恐らくそれほど廣く許されなかつたであらう。現にこのやうな場合には、纏足をして、それは、労働にそれほど支

13) Buck, *ibid.*, p. 398.

14) Buck, *Land Utilization in China*, 1932, p. 292.

15) 費孝通著(1939), 仙波泰雄・鹽谷安夫譯, 支那の農民生活, 207頁。

障を與へない程度に弛くしてゐるとも言はれる。然しかゝる慣習が一旦普及し、永く傳承されて來ると、それが矛盾に當面しても、容易に廢止し難いことも充分考へうところである。殊に北支に於いては、その文化的發達の後れなどが加つて、かゝる慣習をヨリ廣く且つ永く殘存せしめてゐるものと思はれる。こゝに指摘しようとしたのは、纏足に對する一つの根據、即ちその經濟的な根據についてである。然し、かゝる關係づけも、なほ一箇の推論に止まり、それは、更に今後の吟味に俟たいと思ふ。なほ、ウイットフォーゲルは、この纏足の根據を、支那農業の特殊性、即ちこゝでは、先きに述べた如き、支那農業に於ける女子の共同活動、補助労働の餘地の多いことに求めてゐる。¹⁶⁾然しかゝる特殊性は、むしろ纏足を阻む條件をなすはずであり、従つて岡氏の見解は、私の右に述べたやうな見解をとりうるとすれば、理解し難いこととなるであらう。

北支に於ける以上のやうな状態に對し、中支（並びに南支）の農業に於いて、ヨリ多くの女子労働が用ひられてゐることは、先きのバック教授の調査が示してゐる通りであり、同様の事實は、その他の種々の調査に於いても見出される。殊に南支の農業では女子労働が多い。¹⁷⁾然し、こゝに對象とされる中支に於いても、女子の農業労働に於ける制限が全く存在しないのではない。即ち、女子の農業労働への参加は、中支にあつても必ずしも一般的でなく、例へば蠶桑區の如きでは、女子は一般に農業に従事してゐない。費孝通博士は、太湖の南方にある開弦弓と言ふ蠶桑區の農村調査に於いて『世帯の構成員がすべて農事仕事に参加するのではない。子供は農場に行くだけで、また女は全然離れてゐる。農業は主に男子の仕事である。男と女のこの分業（女の仕事は製絲を指す——引用者）は生絲の生産地域の特徴である』¹⁸⁾と言ひ、また、『村に於いては女は野良に行かないで終日家内で働く』¹⁹⁾と述べてゐる。この場合、女子の擔當たる家に於ける製絲労働が、その農業への参加を制限してゐると見られて居り、またこのことは一つの基本的な根據には違ひないが、然し問題は、かゝる點のみに止らない。現にこの場合に於いても、女子が農業労働に参加してゐないことについて、『男子が自ら働いてゐる限り、そして農場が擴

16) Wittfogel, a. a. O., S. 637; 邦譯, 下卷, pp. 259~60.

17) 中支については、例へば、滿鐵上海事務所調査室、江蘇省太倉縣農村實態調査報告書、昭和15年、87~89頁。同調査室、江蘇省常熟縣農村實態調査報告書、昭和14年、100頁、115頁、等參照。また南支については、例へば、

張されない限り、女子労働は、農業では必要でない』²⁰⁾とされてゐるのである。この事實の有つ意義は、前掲の註記に於いて言及したところである。なほこゝでは、纏足のことは問題とされてゐないが、従來、中支に於いても、それが女子の産業的活動に障害をなして來たことは既に述べたところであり、農業労働の場合にも、多かれ少なかれ一般にほゞ同じやうなことが言へるであらう。然し中支にあつては、かゝる慣習が比較的早く改廢され、女子がヨリ早くより家庭から『解放』されたと言ふ點に、北支と對比して、注意さるべき相違を求めうるであらう。何れにしても、以上の事實から、支那の農業に於いては、女子労働が可なり制約されて來たことが肯定され、また特に北支にあつてはかゝる事實の必ずしも少くないことが知られる。そしてこれらの事實は、家の外に於ける労働への女子の参加について、その制約或ひは遮斷を意味するものと言ふことが出来る。

(二) 工業労働について 前資本主義的支那の工業に於ける女子労働の特質は、先きにも指摘した如く、ウィットフォードによれば、それが重要な役割を果して來たのは、『言葉の最も廣い意味に於ける家内工業』であると言ふ點に求められてゐる。こゝに言ふ家内工業には、商品生産のための家内工業(狭義の『家内工業』となす)の外に、自家用のための家内工業(『家内仕事』Hauswerk)も意味されてゐる。勿論、これらのものはそれ〴〵嚴密に區別されてゐるが、これらの場合に於ける労働が、一應『家』のなかで行はれると言ふ意味に於いて、最も廣い意味の家内工業とされてゐるのである。こゝに女子労働に關して重要な點は、これらの部門に於ける労働の主要擔當者は女子であり、かくして、支那の女子労働は専らそこに於いて基本的な寄與をなして來たとされてゐることである。従つてまたウィットフォードに於いては、既にふれたやうに、支那の手工業及びマニユファクチュアに於

陳翰笙，廣東農村生產關係與生產力，民國23年，61~64頁參照。
18) 費孝通著，費孝通譯，205頁。
19) 費孝通著，費孝通譯，57頁。
20) 費孝通著，費孝通譯，207頁。

ける女子労働の存在は、これを否定する見解となつてゐるのであるが、然しこの場合、例へばマニユファクチュアの如きに於いて、女子労働が『全く影をひそめてゐる』かどうか、それはなほ吟味を要するであらう。然しながら一般的に言つて、女子労働が最も廣く利用され、それが重要な役割を演じて來た部門こそ『家内工業』であると言ふことは、恐らく肯定されうるであらう。ウイットフォーゲルは、この點に關し、多くの資料を基礎にして例證を行つて居り、人々はそこから『家内工業』に於ける女子の多様な労働を看取することが出来る。²¹⁾

このやうに見ることが出来るならば、工業の部に於いても、支那の女子労働は、從來一般に『家』の外の世界から遮断されて來たと言つても誤りないであらう。支那の女子労働は、こゝに於いてもかゝる特質を興へられて來たのである。歐羅巴にあつては、既に中世並びに早期資本主義時代に於いて、多くの女子労働が手工業或ひはマニユファクチュアに用ひられてゐたと言はれてゐるが、²²⁾かゝる事實と對照するとき、舊支那の工業に於ける女子労働の特殊性はたしかに見出される。

(註) このことは、ウイットフォーゲルも、マウエル及びゾンバルトに従つて指摘してゐるが、更にビュヒアーによれば、中世都市の女子労働について、次の如く明確に述べられてゐる。『女子の職業的活動に對する参加については、我々は、殆んどあらゆる種類の職業にその姿を見るのであり、ツソフト手工業に於いてさへも、女の手で出来る仕事がある限り何れもさうであつた。またフランクフルトでは見られなかつたけれども、巴里やその他の若干の都市には、女だけのツソフトがあり、この場合に於いてさへ、彼女達は、女親方として、自分の権利で個々のツソフトに参加することが出来たのである。特に女子の多かつたのは、織維工業及び小賣業であつた。』²³⁾

(三) 創出過程に對する關係 前資本主義的支那に於ける女子労働の特質を、我々は全體以上のやうな點に

21) Wittfogel, a. a. O., S. 638ff.; 邦譯, 下卷, 261頁以下。

22) Wittfogel, a. a. O., S. 637; 邦譯, 下卷, 259~260頁。

23) Bücher, K., Die Entstehung der Volkswirtschaft, I. 16 Aufl., S. 404.

求めることが出来るであらう。そしてかゝる事實は、この國の社會的・經濟的な傳統的・慣習的事實となつて永く作用して來たものと見られるのであるが、舊支那に於ける女子勞働は正に、このやうな關係の枠内に置かれて來たのである。そこでは、彼女達は、賃勞働者として家庭の外に出ることを制約されて來たばかりでなく、家長の下にある家族勞働に於いても、『家』の外に於ける勞働に對しては、なほ制約が加へられて來たことを見逃しえない。また、これらの事實の根據については、既に指摘した如く、直接的には、この國の家族制度がそこに重要な役割をなしてゐるとは言へ、然し問題は、勿論、更に廣く支那社會・經濟の特質のうち求められなければならない。

更に右のやうな事實と關聯して問題となるのは、女は家庭の外に出て働くものではないと言ふ社會的な觀念が一般化され、やがてまた、これに反する者に對しては一種の社會的な侮蔑が加へられることである。この侮蔑は同時に家庭の社會的な地位に影響する。例へば、これは、なほ一九二〇年頃に於いても見られた、無錫附近の農村に於ける事實であるが、そこでは『家がどんなに貧乏しても、女の子を工場へ出して働かせるのは、一種の面目をつぶすことであつた』²⁴⁾と言はれてゐる。やがてこれらの村からも多くの子女が工場に出掛けるやうになつたけれども、然しやゝ以前にあつては、比較的早く近代的な影響を受けた無錫附近に於いてさへ、なほこのやうな状態であつたのである。かゝる事實は、恐らく、支那に於いて從來廣く存在し、更に今日なほその殘存を見ることが少くないであらう。先きにも言及したところであるが、例へば方顯廷教授が、北支に於ける女子勞働者の雇傭が稀なのは社會的偏見のためである、と言つてゐるのも、或ひは右の如き事實を指してゐるのではないかと思ふ。現に北支の如きでは、家庭の貧困の故に、外に出て働くことを必要とする状態にありながらも、若い女達にあつて

24) Wales, N., 胡仲持等譯, 續西行漫記, 309頁。

は、なほ且つ、鎖された家庭の枠から脱しえないと言ふが如き事實も、必ずしも少くないやうである。

女子労働者の進出に對するこのやうな社會的制約については、更にまた、この國に於いては男子を一家の生活の義務的な負擔者とする思想が永く行はれると共に、而かも男子に對してさへ労働の機會が甚しく制限されてゐる結果、女子の積極的な求職の如きはむしろ希望され²⁵⁾ない、と言はれてゐることも注意されねばならない。或ひは一つには、かゝる思想的背景の下で、女子の家庭の外に出て働くことが、前記の如き、一種の面目をつぶすことになつたのかも知れない。この外なほ、こゝに關聯する制約的事項としては、兩性間に於ける道德的規律（或ひはかゝる點に對する考へ方）による障害の如きが指摘されて居り、即ちその故に、從來、工場に於いて男女混在作業を行ひ難く（今日ではさうでない）、或ひは女子の寄宿舎收容が困難であつたため、²⁶⁾然し現在、例へば支那の紡績工場に於ける寄宿舎制度の未發達なることも、右の如き理由は主たるものではない）、女子労働者の進出が妨げられて來たとも言ふ。そしてこれらの點も、どの程度にか作用して來たとは否定されないであらう。

然しながら、勿論、他方に於いて、以上のやうな諸々の傳統的關係が崩壞の過程を辿つてゐることは事實であり、そしてそこに新しい方向への轉換が行はれてゐることは、現に女子労働者進出の事實が示すところである。

またこゝに見るやうな事實は、必ずしも支那特有の現象でもない。それは、古い社會生活、家庭生活に習慣づけられた人々が、新しい關係への過渡期に於いて當面する、多かれ少なかれ一般的な事實であらう。²⁷⁾然し支那の場合には、女達に對する制約はヨリ廣く、且つ根強い慣習をなして來たのであり、従つて、彼女達の家庭からの解放も——現實的にも觀念的にも——緩慢であり或ひは迂回的であると言ふ點に、その特質が求められる。

25) 郭箴一、中國婦女問題、民國26年、101頁。
 26) 郭箴一、支那の労働者及労働運動、大正14年、157頁；なほ、東亞同文會調査編纂部、支那之工業、大正6年、17頁參照。
 27) 郭箴一、世界婦女問題、大正14年、157頁；なほ、東亞同文會調査編纂部、支那之工業、大正6年、17頁參照。

(註) 西歐の産業革命期に於いても、その初期にあつては、古い家庭生活に慣れた両親達は、その子供を工場に出して働かせることをひどく嫌つた。それは、當時、實際恥辱と考へられ、そして、その頃、工場に働く若い女は『工場娘』(factory girl)と言ふ。當時最も侮蔑的な言葉で迎へられたのであつた。然し貧困の加重により餓飢線上に追ひやられるに至つて、止むなく子供や妻を工場に働かせるやうになつた。日本の紡績業に於ても、その發達の過程に於いて、女子労働者の募集に多くの困難に遭遇したことは、その募集の歴史が示すところであり、殊に初期の紡績工場にあつては『當時の慣習として工業は矢張一種卑陋な業務として何人にも映じた』²⁸⁾ことが、女子労働者の募集困難の重要な一つの理由であつた。現に當時の紡績會社の一當事者は『最初地方の會社では工女の志願者が尠く大に困つたやうで』²⁹⁾あると述べてゐる。たゞしこれと反對に、募集に困難などなく、むしろそれは容易であつたと言ふやうな事實も傳へられてゐるが、かゝる現象は恐らく部分的に見られたに過ぎなかつたのではないかと思ふ。

かくして、支那の場合、女子が、そしてまた女子労働が『家』の外の世界から遮斷されたと言ふ傳統的な特質は、やがて近代的女子労働者の創出過程にも反映し、それを制約することゝなつてゐる。即ち、支那に於ける新しい工業化の過程が開始され、そこに女子労働者が要求されるに至つても、その創出の過程は必ずしも單純には進行せず、そして今日なほかゝる事實が見られるのは、一つには、右の如き舊來の女子労働に於ける支那的な特質の殘存的反映として理解しうるであらう。

以上のやうな事實の存在の程度は、然しながら、既往に於いても地方的に種々の差異があり、また一般的には、それらは、急速に或ひは徐々に崩壊の方向にあるとは言へ、その崩壊或ひは殘存の程度は今日なほ地方的に少なからず異つてゐる。そして、概して言へば、かゝる殘存の程度を北支に見るのであり、従つて、そこに於ける近代的女子労働者一般乃至女子紡績労働者の創出過程が從來強く制約されて來たのも、一つには、正

28) cf. Gibbins, H. B., The Industrial History of England, 28th ed., 1926, p. 173.

29) 絹川太一, 本邦綿絲紡績史, 第2卷, 昭和12年, 468頁。

30) 岡村勝正翁口述, 紡績懷舊談, 昭和7年, 8頁。

に右の如き事實に基づくものである。他方、中支（並びに南支）、特に例へば上海地方の如きに於いては、これとほぼ對照的な関係が見出される。然し、北支に於いても、女子がそこにおかれてゐる古い関係が、更に弛緩し、崩壊するにつれて、女子労働者の創出がヨリ進行するであらうことは、勿論充分考へるところであり、このことは、また既に、現實の事實から確認される。

これらの関係の規定については、恐らくなほ問題が残されて居り、更に一層具體的な事實の分析に俟たねばならないであらうが、こゝでは、一應、大體以上のやうな關係に於いて、前資本主義的支那に於ける女子労働の近代工業に於ける女子労働者、延いて女子紡績労働者の創出過程に對する關係を求めたいと思ふ。

然し、支那の女子紡績労働者の創出過程に於ける制約條件は、勿論、單に、右の如き前資本主義的支那に於ける、制約された女子労働の點のみに存在するのではない。それは、重要な條件ではあるが、以上の敘述のうちにも限定してあるやうに、種々の制約條件のうち、その一つをなすものである。それが今日もつところの意義についても、適宜に評價されねばならぬ。制約條件は、更に、他の社會的・經濟的關係のうちにも存在する。創出條件と共に、以下更に吟味しようと思ふ。

五 制約條件に於ける特殊性——制約條件の（二）

支那の近代的女子労働者、延いて女子紡績労働者の創出過程に於ける制約條件については、以上の如き前資本主義的支那に於ける女子労働の特質と共に、更に種々の事實が見出される。その支那的な主要な事實としては、

31) 細井和喜藏, 女工哀史(改造文庫版), 昭和4年, 20頁, 56~57頁; 高木修一翁口述, 紡績懷舊談, 昭和7年, 7頁参照。

支那人口に於ける女子の特殊な位地、農業・農村に於ける前資本主義的諸關係の存在、男子労働者の低賃銀（女子労働者のそれに著しく接近せる低賃銀）等の事實をあげることが出来よう。また、これらの點についても、地域的な差異（いゝの場合には特に北・中支の差異）が問題となるが——このことは次に述べる創出條件についても同様である——必要な限り、それ／＼敘述の過程に於いて言及するであらう。

(二) 支那人口に於ける女子の特殊な位地　この點に關する問題は、支那では、一般に、女子人口、更に女子生産年齢人口或ひは要職業人口の、男子のこれらに對する相對的位地が著しく低いと言ふ點にある。このことは、支那人口の性別構成が示すところであり、更に早婚の慣習によつて一層強められてゐる。

支那人口の性別構成に於いて女子の割合の著しく低いことは、この國の人口構成上に於ける顯著な特質の一つをなすものである。この現象は、またこの國の家族制度と密接な關係を有つものであり、即ちそれは、一般に、主として、この國に於ける女子に對する差別的な取扱ひの慣習（嬰兒殺害、報告滅れ等）に基づくところが多いとされてゐる。一九三〇年前後の支那人口（四三三、〇七七、七五八人）に於ける性比率は、女子一〇〇人に對し男子一一九人と示されて居り、¹⁾即ち女子の割合が著しく低い。これは、歐羅巴に於ける女子の割合がむしろ高い國々と比較して、正に對照的な關係をなすものである。各省別に見ても、それ／＼若干の差はあるが、何れの省に於いても女子の割合は概して著しく低い。²⁾このことは、更に都市に於いて特に顯著に見られる。³⁾もつとも、このやうに女子の割合が著しく低く現はれてゐるのは、一つには調査の不完全にもよるところであり、従つて現實には、種々の調査結果の示すほどに女子人口は少くないはずである。それにしても、支那人口に於ける女子の割合が、他の諸國に

較べ可なり低いことは、恐らく争はれない事實であらう。

この事實に照應して、生産年齢人口に於いても、性比率は大體右と同様な關係を示してゐる。資料はやゝ古いけれども、例へば民國十二年の人口調査（調査範圍二十省）によれば、男・女生産年齢人口——支那の特殊性に對する考慮から、假りに十一歳より六十歳までをとる——の割合は、女子一〇〇人に對し男子一二三人餘（女子約一一三、八〇八千人に對し男子約一四〇、四〇七千人）となつて居り、やはり女子の方が著しく少い。またこの場合に於いても、各省何れも女子の少いことに例外はない。

而かも、このやうな特殊な人口構成の上に、早婚の慣習が行はれてゐるのである。そしてこの事實から、要職業人口に於ける女子の割合の一層低いことが想定される。支那に於ける早婚の慣習については廣く知られてゐるところであり、支那は『童婚』の國とさへ言はれてゐる。もつとも實際の調査によれば、この國に於いても、屢々言はれてゐるほどに結婚年齢は低くなく、それ／＼部分的な調査ではあるが、十數種の調査結果を概括してみれば、平均結婚年齢は、大體に於いて、男子は十八、九歳より二十三、四歳、女子は十六、七歳より二十歳にして、またこの間に於いても、男子では二十歳前後、女子では十八歳前後の場合が概して多い。然しこれらの結果だけから見ても——而かも更に早婚の事實が屢々示されてゐるのを見れば——一般に支那に於ける結婚年齢の低いことは明かであり、支那は、たしかに早婚の國と特徴づけられる。かくして、當然また未婚者の割合も少い。

このやうに女子の割合が少く、而かもそこに早婚の慣習が行はれてゐることは、この國の工業化の過程に於いて要求される女子労働力を、多かれ少なかれヨリ制約することゝならざるを得ないであらう。早婚は、言ふまで

4) 劉大鈞稿 (1931), 東亞研究所譯, 『支那人口調査論, 附録B表による。比率は本表より算出せるもの。この調査結果にも種々の疑問が有たれるが(例へば, 同書16~20頁, 29~42頁參照), 利用しうるまよまつた資料を缺くため, いまは一應右の調査による。然し何れにせよ, 生産年齢人口に於

もなく女子の婚期までの期間を短からしめ、彼女達の労働期間を制約する。事實また、この點に關し、支那では女子の婚期が早い⁶⁾ため、その募集に困難を感ずることが指摘されてゐるが、かかる募集の困難な事實は、即ち女子紡績労働者の進出に對しても、そこに障害の存在すること意味するものである。

然し他方、支那に於いては、後にも述べる如く、成年男子労働者の賃銀が著しく低く、家庭の貧困の故に、女子は結婚後もなほ工場労働に従事しなければならぬと言ふ逆の事情も多く、事實は必ずしも單純でないことを指摘しておかねばならない。更に右の如き人口構成上の關係が、男子労働者と對照して、女子労働者の創出を制約してゐるその程度については、これをどのやうに評價しうるか、或ひは問題であらう。然しこれらの關係を、こゝに支那的な一つの主要な制約條件としてあげるとは、恐らく、不當ではない。

(二) 支那農業・農村に於ける前資本主義的諸關係の存在 一般に支那の農民がいなほ土地と強く結びつき、それに依存してゐることは、その限りに於いて、彼等の近代的労働者への轉化を妨げる一般的な基本的條件をなすものである。然し、零細農耕に加ふるに、農村への資本主義的諸影響によつて、一般に支那の農村に於ける労働力が益々過剰化を來たしつゝあることも、既に明かな事實である。けれども他方また、そこに於ける女子労働力自體について見れば、農村への資本主義的諸影響が未だ相對的に緩慢であることは、それがヨリ激烈な過程をとつたところではヨリ廣汎に現出せしめられたところの、女子労働力の過剰化・排出を、多かれ少なかれ緩和せしめてゐる。そしてこれらの關係を説明するものとして——基本的な點ではあるが、農業自體の有つ關係はこれを指摘するに止めて暫く掲げば——こゝに、今日なほ支那の農村に於いて見られる、自然經濟的關係及び舊

5) いても、女子の可なり少ないことは事實と見てよいだらう。人口問題研究會、支那人口問題研究、昭和10年、143~144頁、言心哲、中國鄉村人口問題分析、民國24年、39~45頁；Buck, Chinese Farm Economy, pp. 323~326; Ditto, Land Utilization in China, p. 381 等參照。

生産様式の諸工業の廣汎なる残存の事實をあげることが出来る。

支那に於ける多くの資本主義的諸影響にも拘らず、未だそこに廣く自然經濟的關係の残存してゐることは、種々の事實がこれを示してゐる。次のバック教授の調査は、この點に關する一つの指標を與へるものであらう。

(六) 世帯當り消費物品總額に於ける購入物品價額の割合(%)

(一九二二—二五年、六省、十三地方、二、三、七〇農家の調査)

地域別	品目別	食費	家賃	被服費	光熱費	保健費	社會生活 文化費	嗜好・ 娛樂費	家具費	雜費	合計
北支那八地方平均		二・五	〇	六〇・三	一九・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇	九一・一	一〇〇・〇	九一・〇	二六・七
中東支那五地方平均		三・五	〇	九一・一	三・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	八五・八	一〇〇・〇	四二・九
總平均		二・八	〇	八一・七	一三・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	九一・七	九三・二	九一・二	三三・一

(備考) Buck, J. L., Chinese Farm Economy, 1930, p. 393.

この調査の示すところによれば、農家一世帯當り平均消費物品總額のうち、約三分の二は自給され、殘餘の三分の一が購入されてゐるに過ぎない。自給の割合は北支に於いて一段と大きい。單にこの調査を以つて凡てを推すことは困難であるにしても、支那の農家の生活に於いて一般に今日なほかゝる自給部分の可なり多いことは争はれない事實である。食料の自給については言ふまでもなく、更に衣料などの自給も、棉花生産地帯では今日なほ屢々見られるやうであるが、特に北支にはかゝる事實もヨリ多く残存してゐる。例へば現に山東省の如きでも、比較的近年に於いて、なほ自家で絲を紡ぎ、織つてゐるが如きことの必ずしも少くないことが示されてゐる。

6) 東亞同文會調査編纂部、前掲書、17頁。

7) cf. Buck, Chinese Farm Economy, pp. 397~399.

8) 滿鐵經濟調査會(天野元之助稿)、山東農村經濟論、昭和11年、184~185頁、189~190頁參照。

このやうに自然經濟的關係のいまなほ多く残存してゐることは、言ひ換へれば、貨幣經濟への轉化の後れを物語るものであると共に、また、女子に對し、家庭に於ける仕事が多残されてゐることを示すものである。そしてこれらの事情が、女子の賃労働者としての進出を、相對的に見て、必ずしもそれほど強く促進せしめず、或ひはそれを妨げる重要な一因をなしてゐることは、これを否定しえないであらう。このことは、北支の場合にヨリ多く妥當する。

舊生産様式の諸工業（工場制工業以前の諸工業）の廣汎なる残存も、既に屢々言はれてゐるやうに、支那經濟或ひは支那工業に於ける重要な特質の一つをなすものである。各種の段階を含む支那の全工業に於いて、工場制工業以前に於ける舊生産様式の工業が、量的にどのやうな地位を占めてゐるかを具體的に示すことは困難であるが、この點に關し、例へば方顯廷教授は『支那の全工業生産品のうち、農村の家庭或ひは農村工業（これは主として、工場制工業以前の段階に屬するものである——引用者）で生産されるものは四分の三以上に當つてゐる』⁹⁾と述べてゐる。この數値自體はなほ吟味を要するとしても、支那に於いて、舊生産様式の諸工業が今日依然として廣く存在してゐることは明かである。而かもこの場合、女子は、先きにウィットフォードの見解として見た如く、廣い意味の家内工業に於ける主要な擔當者として重要な役割を演じて來たとされてゐるのであり、従つて、かゝる事實から見るならば、これらの部門の残存は、そこに依然多くの女子を定着せしめることとなる。かくしてかゝる點からもまた、近代的女子労働者の創出は制約されざるをえないであらう。

勿論いまの場合、右に述べた關係については、こゝに示した二つの點の有つ制約條件としての消極的な面に着

9) 方顯廷, 中國工業化與鄉村工業 (方顯廷編, 中國經濟研究, 下, 民國27年, 所收), 627頁。

目してゐるのであつて、それらの崩壊過程に於ける意義を閉却してゐるのではない。この點は、後に述べる創出條件としての農村窮乏化の事實と關聯する。従つて、こゝでも問題は、二重の性質に於いて把握されねばならない。

(三) 男子労働者の低賃銀 支那の近代工業に於ける男子労働者の低賃銀なる事實は、女子労働者の創出過程に於ける制約條件であると共に、また創出條件としても重要な意義を有つてゐる。これは一見矛盾してゐるやうに見えるけれども、事實の矛盾がこゝに表現されてゐるに過ぎない。この場合、制約條件は資本の立場に於いて問題となり、創出條件は労働者の立場に於いて問題となる。

こゝで先づ對象とされる制約條件としての男子労働者低賃銀の作用は、その低賃銀の故に、資本の側に於いて、女子労働者を必ずしもそれほど積極的に利用する必要を見ないと言ふ點に現はれてゐる。即ち、女子労働者利用の最も基本的な根據は、その低賃銀労働者たることにあるにも拘らず、その賃銀が、男子労働者と比較してさしたる差異なく或ひは等しいとすれば、女子労働者を求めんとする誘因は自ら制限されざるをえない。このことは、先きにも一應指摘した如く、現にまた紡績資本家の當面して來た事實である。

支那經濟の所謂半封建的な並びに半植民地的な性質と、加ふるに老大な過剩労働力の存在は、既に人々の知るやうに、一般に支那の労働賃銀を、そしてまた近代工業に於ける労働賃銀を、著しく低からしめてゐる。而かも我々は、單にかゝる一般的な低賃銀の事實を見るのみではない。更にそこに於ける重要な特質として見出されるのは、男・女兩労働者の賃銀の差が著しく小さいことである。このことは、少くとも紡績業の如きでは明白に現はれて居り、即ち、支那紡績労働者に於ける男子賃銀と女子賃銀との關係は、次の如き状態におかれてゐるのである。

では兩者の差が比較的少く、女子の男子に對する割合は八、九割（一九三三年）に及んでゐるが、英吉利ではこれが五、六割（一九三五年）、日本及び印度では五割前後（日本一九三六年、印度一九三〇年）、と言ふ如き状態である。¹⁰⁾ 元來、男・女労働者の賃銀の比較には種々の困難な事情が存在し、單に與へられた結果だけからこれを單純に比較することは問題であるが、然し右に示した如き事實から見ても、他の諸國に較べ、支那紡績労働者に於ける男・女賃銀の差の少いことは充分確認されよう。一論者は、曾つて『支那に在りては男工が女工の爲すべき作業を厭はず其賃銀も亦殆んど徑庭なきにより男工を以て之に換へ女工の不足を補ふことは易々たるべし』¹¹⁾と述べてゐるが紡績労働者に關しては、例へば、支那紡績業を現地に於いて調査したペアースの如きも『男・女労働者の所得には大した差はない』¹²⁾ことを指摘してゐる。¹³⁾

（註）右に指摘した如き、支那の近代的労働者、そしてまた紡績労働者の男・女賃銀の差異に關する見方或ひはその意義については屢々異論も見出される。こゝに對象とする紡績労働者について見ても、むしろ男・女賃銀の差に着目し（時にはこゝに大きな開きが存在するとさへ言はれる）、これを以つて、男子労働者に對する女子労働者代位の主要な一根據とするが如き見解がこれである。¹³⁾ かゝる事實、見解は、勿論、全然否定はされない。然し、この場合、賃銀の單なる表面的な比較は注意を要するところであり、殊に支那の場合、男子に對し女子の低賃銀労働者たることの關係は、これを、他の諸國に於けるやうには單純に規定し去りえないであらう。——然し、日支事變後、特に最近に於いては、男子労働力の不足（それは、事變による徵用、移動の制限、労働の機會の増大、等に基く）、その賃銀の一般的昂騰により、北支に於いても、女子労働者雇傭の傾向が、從來より可なり強く現はれて來たことは、こゝに一應注意されねばならない。現の青島の紡績業では、昭和十六年に於いて、男・女労働者の割合が逆になり、女子の方が多くなつてゐる。これは、北支の紡績業に於ける全く新たな現象である。

支那の紡績労働者に於ける男・女賃銀の差がこのやうに少いのは、勿論、女子の賃銀が高いのではなくして、

- 10) International Labour Office, The World Textile Industry, Vol. II, 1937, Part III; 但し印度のみは, Atley, F., Lancashire and the Far East, 1931. p. 378.
 11) 東亞同文會調査編纂部, 前掲書, 17~18頁。

男子の賃銀が低いのである。この場合——少くとも紡績業にあつては——成年男子労働者に對し、所謂家族賃銀なるものは大體に於いて殆んど考慮されてゐないやうである。紡績業に於ける請負賃銀の賃率は、男女ともに大體同一である。前掲の表に於いて、男子労働者の賃銀が一般にやゝ高いのは、男子には、例へば、修繕工、保全工の如き技術的熟練を要するものが含まれてゐること、或ひは男子は幾分勤続年限が長いこと、等の事情にもよるが、更に、労働能力に於いて、男子が女子より概してすぐれてゐることに基づくところも少くないやうである。

男子労働者に對する女子労働者の労働能力が劣る事を考慮すれば、女子労働者利用の根據は更に弱められる。支那の女子紡績労働者の労働能力については、男子労働者のそれに比して必ずしも劣るものではないと言ふ見解も、一部の當事者には存在する¹⁴⁾。然し筆者が直接質しえた限りでは、當事者（在支日本紡績工場）の間にも、女子の方が労働能力に於いて劣るとする見解は必ずしも少くなく——その根據は、女子が肉體的能力・活動に於いて劣ることと共に、更に女子の教育程度の低さから來るその知的能力の低位なることに求められてゐる——またかゝる點については、既に他の論者によつても若干指摘されてゐる¹⁵⁾。そしてこのやうな事實は、從來、北支の場合に於いて、概してヨリ強く現はれてゐるやうである。紡績作業に於いて女子の有つすぐれた特質は勿論重要なものであるが、然しこの場合に於いても、必要な労働能力は、かゝる點のみに存在してゐるのでないと言ふことは先きにも一應言及したところである。殊に支那の工場にあつては、女子労働者自體の有つ能力の低さの外、更にその劣悪な作業環境の、男・女労働者に對する生理的影響の差異、それによる所謂労働能率の優劣の如きも、無雜作に看過しえないであらう。何れにしても、支那紡績労働者の労働能力に於いて、女子の方が幾何か劣つてゐる

12) Pearce, A. S., The Cotton Industry of Japan and China, 1929, p. 169.
13) Ting, L. G., Recent Developments in China's Cotton Industry, 1936, p. 38; 戸田義郎, 支那紡績會社の經營について, 支那研究, 昭和10年6月, 141頁, 144頁參照。

ことは——北支の紡績業者によれば、その差は一割乃至二割前後と言ふ——概して人々の認めるところである。

女子紡績労働者の賃銀と、そしてまたその労働能力が、右の如き事情にあるとすれば、これらの點に關する限り、經營者にとつても、女子労働者は、恐らくそれほど歓迎さるべきものではないはずである。先きにも指摘した如く、ある紡績工場の經營者が、労働爭議さへなければ、男子労働者を用ひた方がむしろ有利であると語つてゐるのも、敢へて不當な言葉ではなく、首肯しうるやうである。然しながら、他方ではまた、男子労働者の低賃銀は、却つて女子を工場へ追ひやると言ふ複雑な關係を示してゐるのであり、このことは、次の創出條件の問題として、具體的に述べるであらう。

(四) その他の諸條件 制約條件に關しては、更に次の如き諸事實が指摘されねばならない。(一) 支那の紡績工場に於ける機械化の後進性、その結果、女子の労働分野を未だ充分に擴大しえない。(二) 男子労働者を女子労働者によつて置換せんとする經營者側の企圖に對する男子労働者の反對、從來かゝる反對が屢々行はれ、そのため女子労働者の採用が妨げられて來たと言はれてゐる。¹⁴⁾(三) 支那の女性の一般的な思想的或ひは觀念的後進性、(四) 工場に於ける寄宿舎制度の未發達、これは特に日本紡績業との比較に於いて問題となるところである。

六 創出條件に於ける特殊性

支那に於いては、上來述べた如く、女子紡績労働者の創出を阻害する種々の制約條件がいまなほ少なからず存在するにも拘らず、然し、支那の紡績工場に於いても既に多數の女子労働者が雇傭されてゐる事實は、當然また、

14) 戸田義郎、支那紡績労働の吟味、支那研究、昭和12年6月、141頁參照。
15) 陳振鷺、労働問題大綱、民國25年、188頁；王達、天津之工業、實業部月刊、民國25年4月、114頁；滿鐵天津事務所調査課、山東紡績業の概況、昭和11年、35~36頁、等參照。

他方に於けるその創出條件の存在を物語るものであり、従つて更に、これらの支那的な特殊性について明かにされねばならない。紡績業の技術的な點に關する限りは、支那の紡績工場に於いても、基本的には、今日一般に行はれてゐる近代的紡績技術によつて居るのであり、こゝに支那特殊の問題は存在しない（その機械化の程度の部分的な後れが、女子労働を制約してゐると見られることは、右に指摘した通りである）。それ故、問題はその他の社會的・經濟的諸關係のうちに求められなければならない。そしてこれらの點については、勞働力供給源としての支那農村の深刻なる窮乏化、男子労働者の低賃銀による女子家族労働の必要、勞働對策上の要求、等の事實がその主要な問題點として指摘される。

(一) 勞働力供給源としての支那農村　支那の農業・農村が封建的並びに半植民地的な諸關係の下におかれ、加ふるに、老大な過剩人口の壓迫によつて、深刻な窮乏化に陥つてゐることは、既に人々の知るところである。その窮乏化は、正にかゝる關係によつて特質づけられてゐるものであり、従つてまた、支那的な特殊な様相を呈してゐる。そこに於ける基本的な具體的諸關係についても、既に、幾多の事實によつて示されてゐるところであり、そしてこれらの諸關係が、支那の近代的労働者創出の基本的な一條件をなしてゐることも、また既に明かである。

女子の場合には、特に種々の制約條件が強く存在するにも拘らず、然し農村の深刻な窮乏化は、現に彼女達をも驅つて新しい労働部面へと追ひやらすにはおかない。こゝに彼女達は——日本の場合と同じやうに——家計補充的勞働力としてたち現はれてゐる。支那の農村は、かくして女子労働力の基本的な供給源をなしてゐるのである。かゝる關係は、女子紡績労働者の場合にもそのまゝ妥當する。むしろ女子紡績労働者は、かゝる關係によつ

16) Ting, L. G., *ibid.*, p. 37.

17) 抽稿, 支那紡績労働請負制度の發達, 東亞經濟論叢, 昭和16年9月, 230~231頁。

て規定され、また現に創出されてゐる代表的な存在をなしてゐる。然しこれらの點については、こゝではこれ以上立入らず、一應右の如き規定を與へることを以つて止めておかざるをえない。たゞこゝでは、以上のやうな關係の下に創出される女子紡績労働者の、半封建的並びに半植民地的性格を代表的に示すものとして、今日なほ残存し、そして正に隸奴的關係を以つて構成されてゐる紡績労働請負制度(紡績包身制)の存在を指摘しておかう。

(二) 男子労働者の低賃銀による女子家族労働の必要 男子労働者の低賃銀なる事實は、既に指摘したやうに、相異なる二つの條件に於いて作用してゐるが、それが女子労働者の創出條件として有つ關係は、男子の低賃銀の結果、必然的に家族員たる妻や子女の労働をも充用せざるをえないと言ふ點に求められる。このやうな關係は、一般的には勿論既に自明のことである。然し支那の場合には、資本の立場から見るとき、一應女子労働者の利用を制約するほどに低い男子労働者の低賃銀は、その故に、労働者に對しては、却つて益々強くその家族員たる女子の賃労働者化を促進せしめると言ふ結果を來たしてゐるのである。けれどもまたその制約條件としての作用を考慮するとき、事情は必ずしも單純ではない。

このやうな關係の下に、女子労働者が一般に如何なる程度に要求されてゐるかを、充分明かにすることは勿論困難であるが、この點に關し、例へば、楊西孟及び陶孟和兩氏が、上海曹家渡の紡績労働者二三〇家族(その労働者数は合計五三八人、うち紡績労働者は四七〇人にして、即ち八七・四%を占める)について行つた家計調査は、一つの興味ある資料を提供してゐる。次の表は、この調査に於ける一世帯當り平均所得について見た、各家族員の地位を要約的に示したものである。

1) 拙稿、支那紡績労働請負制度に関する調査の諸篇、東亞經濟論叢、昭和16年2月、5月、9月、12月各號參照。

(八) 世帯當り總所得額に於ける各家族員所得額の地位

(一九二七年一月より一九二八年一〇月に至る一ケ年間の上海紡績労働者二三〇家族の調査に於ける月平均)

實額(元) 比率(%)	賃銀所得						其他の 收入	總計
	夫	妻	息子	娘	其他の男子 其他の女子	小計		
一四・一七 四三・五	五・〇五 一五・五	三・二二 九・九	三・三三 一〇・二	二・四二 七・四	二・九二 八・九	三一・〇九 九五・五	一・四七 四・五	三二・五六 一〇〇・〇

(備考) Simon Yang and L. K. Tao, A Study of the Standard of Living of Working Families in Shanghai, 1931, pp. 35~36. 其他の男子及び女子とは、親族の同居者を意味す。

この場合、所得總額の殆んど全部は賃銀所得によるものであるが、そこに於ける女子労働者の地位を示すものとして、妻、娘及び親族の同居者たる其他の女子の分をとれば、その合計三四・六%にして、全體の約三分の一に及んでゐる。これに對し男子の分は、夫だけでは四三・五%で全體の半ばに及ばず、これに息子及び其他の男子の分を加へて、合計六〇・八%程度である。女子による所得の割合の決して小さくないことが知られよう。同じやうな事實は、更に、例へば無錫に於ける労働者の家計調査などからも推知されるし、²⁾なほその他の場合に於いても恐らく少くないであらう。そしてかゝる事實の根據こそ、正にあまりにも低い男子労働者の低賃銀なる事實に外ならない。そこでは、家族員たる女達も——單に子女のみならず妻も——家庭に止つてゐることは許されないのである。かくしてこゝに見出されるのは、一家の生活を擔當する成年男子労働力の價值分割のあらはな事實

支那女子紡績労働者創出過程の特質

第二卷 七四五 第三號 一八九

2) 舊國民政府實業部統計長辦公處，無錫工人生活費及其指數，民國24年，第2章第3節參照。
3) 舊國民政府工商部，全國工人生活及工業生產統計總報告，民國19年，第2表及第5表參照。

である。これはまた、西歐の産業革命期に於いて、男子労働者が排除され、代つて女子労働者や幼年労働者が飽くとなく工場労働へ充用された、かの至酷な労働史の支那的な再現である。而かもこの場合、女子の低賃銀⁴⁾は、男子賃銀の引上げを抑制し、或ひはそれを更に低からしめることとなり、かくて悪循環は運轉して止まないのである。

これらの事實のうち更に更に指摘さるべきは、所謂共稼ぎの事實、即ち——この場合で言へば——既婚の女子が工場労働に従事してゐることの必ずしも少くないことである。我々は先きに早婚の慣習が女子労働者の進出を制約してゐることを問題とした際、他方に於いては必ずしもさうでないことを指摘したのであるが、こゝにその事實が示されてゐる。かゝる事實は、單に右の調査に於いて見られるばかりではない。そして、例へば未婚の若い女子労働者の壓倒的に多い日本の紡績工場と對照するとき、支那の紡績工場の場合、相對的に既婚の女子労働者の多いことは、一つの特徴的な事實をなすものと言つてよいだらう。^註

(註) 筆者の得た資料によれば、例へば上海の日本人紡績では、女子労働者のうち、有配偶者は半ばを占めて居り、無錫の一支那人紡績に於いても同様な事實が見られる。なほ無錫については、前掲、無錫工人生活費及其指數、第二章第三節、中國労働年鑑(民國二十一年版)、二〇三頁、等參照。これらは何れも斷片的資料たるに過ぎないが、一應判斷の基礎とすることは出来るであらう。

たゞ右の如き労働者の家族員たる女子乃至妻の賃労働への参加の程度についても、地域的に必ずしも同様でなく、場所によつて可なり異つた状態が見出される。右に示したのは、上海、無錫等に於けるもので、即ち中支に於いてはかゝる女子労働の充用が比較的多く見られるのに對し、北支にあつてはそれが未だヨリ少い。^註このことは、既に述べた如く、北支では一般に女子労働の發達が今日なほ後れてゐる事實に照應するものである。

4) この場合、幼年労働の問題も存在するが、こゝでは立入らない。

(註) 例へば、天津の紡績労働者八七家族の家計調査(調査時期確認しえず)に於ける、世帯當り平均所得に占める各家族員所得の割合は、夫だけで七四・七二%に達し、女子の分は、妻及び姉妹を合して九・一一%、これに性別の區別されてゐない両親、子供の分を加へても二〇%弱である。⁵⁾ 女子労働者の配偶關係についても、青島紡績工場七社の調査によれば(調査人員合計五、七七六人、調査時期昭和十四年?)、有配偶者は平均二二%に止る。有配偶者の最も多い工場でも三八%である。⁶⁾

このやうに、賃労働に對する女子家族労働の充用程度については地域的に差異はあるが、然し、家族員たる女達は家庭の所得の上に既に一定の寄與をなして居り、殊に上海の如きに於いては、彼女達はこゝに重要な役割を演じてゐる。そしてかゝる事實と關聯して注目される現象は、家庭に於ける女子の位地の向上と言ふ事實であり、それはやがてまた、所謂專制的な家父長制的家族制度からの彼女達の解放、言ひ換へれば、かゝる家族制度の崩壊と言ふ點に問題を提供してゐる。⁷⁾ 近代的女子労働者の創出過程に於ける支那的な問題として、かゝる點もまた注意されねばならない。

(三) 労働對策上の要求　これは、女子労働者利用の重要な一根據たる、資本に對する抗争力の弱い女子労働者利用に關する問題である。このやうな意味に於ける女子労働者の利用は、これまた極めて一般的な事實であつて、敢へて支那のみに於ける問題ではないが、然し支那の場合、それはまた特殊な意義を有つてゐると言へよう。問題は、特に外國資本企業の場合に存在する。このことは、支那に於ける外國資本企業を脅かす最も重大な事實の一つが、所謂排外運動であり、労働争議であることを想へば理解されよう。これらの事實のために、特に外國紡績資本は、從來、幾度か苦難の歴史を経験せねばならなかつた。こゝに、女子労働者の利用に對し、支那に於いては他の國に於けるよりヨリ重大な根據が與へられてゐる。現にまた、先きにも指摘した如く、紡績工場に於

- 5) Fong, H. D., Cotton Industry and Trade in China, Vol. I. 1932, pp. 136~137.
- 6) 吉田美之, 青島紡績労働事情, 滿鐵調査月報, 昭和15年6月, 79頁.
- 7) cf. Yang, S. and Tao, L. K., A Study of the Standard of Living of

れてゐることは、またこの過程に於ける他の特質として問題としたところである。而かもかゝる特質は、單に紡績労働者の場合のみでなく、恐らく、支那の近代的女子労働者一般の創出過程に於ける特質として捉へられるものであり、そして紡績労働者にあつては、それが代表的に現はれてゐると言ひうるであらう。

このやうな特質は、總じて、この國に於ける古き諸關係と新しき諸關係の相錯綜した關係として現はれてゐる。勿論、既に明かにした如く、そこに、この國の工業化と共に、近代的女子労働者、従つてまた女子紡績労働者の創出過程が、現に促進されて來たことは明かに見出される。このことは確認されなければならない。然し、それが、以上のやうな諸條件によつて特質づけられてゐる點に問題があり、そして我々は、かゝる點に、この過程の支那的な性格を求めたのである。

たゞ如上の内容に於いては、問題はなほ盡されてゐない。多くは現象的な説明を出でず、それさへ、不備・粗雑なものに終つてゐるであらう。もとゞゞ箇々の問題の詳細な分析は意圖するところではなかつたが、然し、何れにしても、各個の問題については、更にヨリ具體的な、或ひは基本的な關係の分析を必要とし、それらは、こゝになほ残された課題として存在する。